

## 第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

### 7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

### 7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表 7.2-1 (1) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
1 事業計画	事業計画については、計画地内及び農地を含むその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。	本事業では、計画区域の外周部に公園や調整池を配置することや計画区域の境界や幹線道路と産業用地が隣接する箇所においては、緩衝緑地を配置することで周辺地域への影響の緩和に努める計画としています。また、工事中における環境への負荷の観点から、建設機械の稼働、工事用車両の走行が一時的に集中しないように、計画的かつ効率的な工事工程を検討します。
2 調査、予測及び評価について	(1) 全般事項 調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定しているが、環境影響評価項目については一部、選定不要としているものもある。 予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握及び想定し、必要に応じて評価項目や調査地点の追加をする等、適切に実施すること。	本準備書においては、調査計画書と同様に製造業・流通業を中心とした土地利用を想定しております。環境影響評価項目の選定については、「第8章 環境影響評価の調査項目」に示すとおりです。 また、予測・評価について、進出企業は、準備書作成段階においても未定であるため、環境影響評価項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種、排出抑制に努める場合は実態に近い業種の企業が進出したことを想定したうえで、予測・評価を行いました。 予測・評価の結果については、「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示すとおりです。
	(2) 動植物及び生態系 計画区域は河川に囲まれた土地であることから、水辺環境の動植物については希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を行うこと。	生態系の着目種の抽出にあたって、身近な生物という視点も含めて検討し、その検討結果を踏まえて予測・評価を行いました。生態系の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.10 生態系」に示すとおりです。
	休耕田の状況など、計画地の植生の経年変化を考慮したうえで、調査、予測及び評価を行うこと。	事前に既存資料により耕作等の状況を把握したうえで現地調査を実施し、耕作地等に生息・生育する動物・植物を把握しました。また、これらの結果を踏まえて、予測・評価を行いました。動物・植物・生態系の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.8 動物～10.10 生態系」に示すとおりです。

表 7.2-1 (2) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
2 調査、予測及び評価について (3) 景観	自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、景観変化の影響を評価すること。	各項目の現地調査や調査の調整の行う際に、自然とのふれあいの場の利用者、日常的な散策者のほかに、計画区域周辺における施設管理者や地権者へ聞き取りを行いました。 その結果、計画区域のすぐ南側に位置している荒川左岸北部下水道事務所の屋上は小学生への施設見学会等において開放していることもあり、眺望地点としては望ましいとのご意見をいただいた。そのため、調査地点（地点名：荒川左岸北部下水道事務所）として追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。
	雑木林の一部が無くなる場所においては、雑木林がなくなった時点での景観像に対する予測及び評価を行うこと。	事業実施によって計画区域北側の伐採される雑木林は一部であり、その大半は計画区域外に残存します。しかし、環境保全の観点から事業が及ぼす影響の最大を考慮し、伐採する雑木林が見える場所として調査地点（地点名：高都原の雑木林）を追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。
	盛土による綾瀬川の水辺景観への影響の予測及び評価を行うこと。	事業実施による計画区域南側（水田地帯）の造成に伴い、綾瀬川の水辺景観に変化が生じると想定されることから、調査地点（地点名：綾瀬川の水辺景観）を追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。
3 環境保全措置について	本事業で講ずる環境保全措置により、計画区域の動植物、生態系及び景観等の改善や向上につながるよう、地区環境の創出を図ること。	本事業における公園や調整池、緩衝緑地帯の整備にあたっては、現存植生の構成種を考慮して植栽樹木を選定します。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図ること、生物多様性に配慮した計画とすることで、計画区域内の環境や景観の改善、向上に努めます。